

糸魚川東保育園の民営化に伴う財産の譲与等について

1 概 要

糸魚川市立糸魚川東保育園は、令和7年11月26日に締結した糸魚川市立糸魚川東保育園の民営化に伴う公私連携保育法人の指定に関する協定に基づき、令和9年4月1日から社会福祉法人みその会に運営を移行する。

民営化後も現在の園舎等を引き続き保育園として使用し、在園児及び保護者の環境変化をできる限り少なくするとともに、円滑かつ安定的な運営移行を図るため、建物等を譲与する。土地は、市が所有を継続し、社会福祉法人みその会へ無償で貸し付ける。

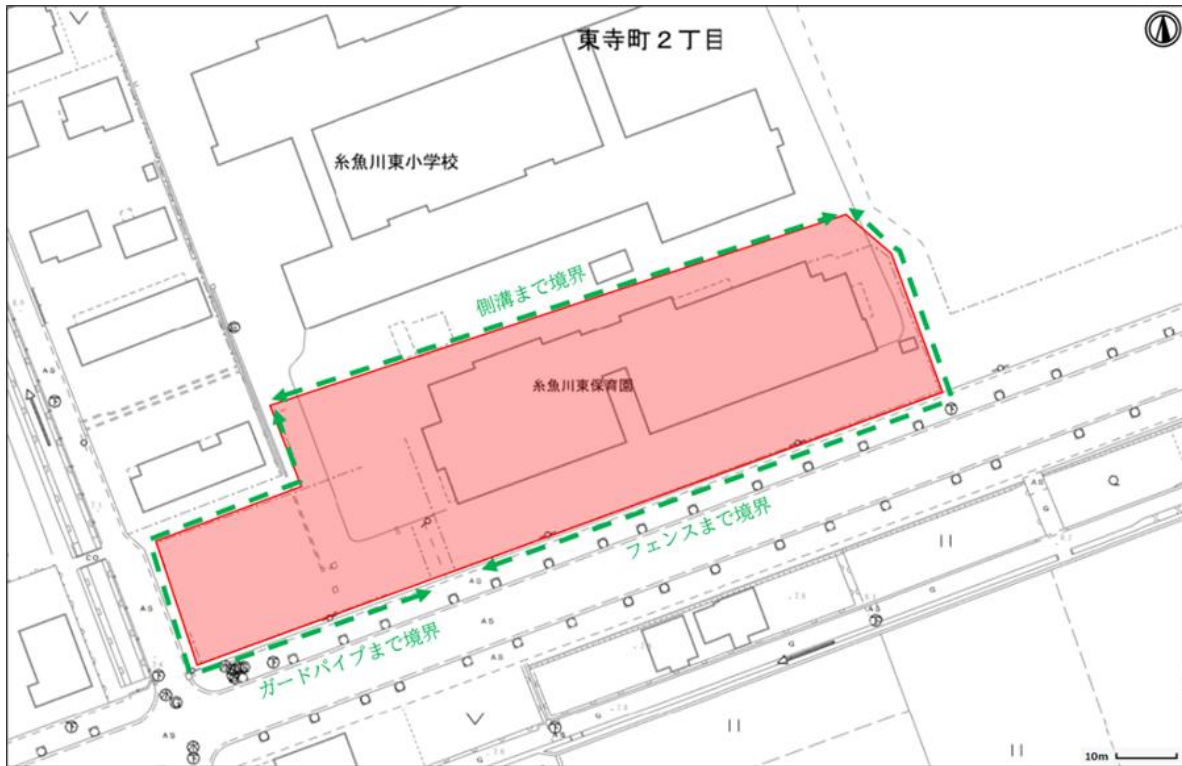
2 これまでの経過

令和7年2月	保育園等の適正配置と公立保育園の民営化について、保護者・保育士との懇談を実施
～5月	
同年7月	「保育園等の適正配置及び公立保育園の民営化ガイドライン」を公表
同年8月	糸魚川東保育園の運営法人を募集
同年10月	糸魚川市公立保育園運営法人候補者選定委員会において審査を実施
同年11月	社会福祉法人みその会を運営法人として、公私連携保育法人の指定に関する協定書を締結
令和8年2月	社会福祉法人みその会を公私連携施設である糸魚川東保育園の公私連携保育法人に指定
同年4月	引継ぎ保育を開始

3 対象施設の概要

項 目	内 容
施 設 名	糸魚川東保育園
所 在 地	糸魚川市東寺町二丁目4番2号
開園年月日	平成16年4月1日
経 過	寺町保育園と蓮台寺保育園の2園統合により開園
園 舎	平成16年1月建築 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建て
整 備 額	357,735,000 円（建築、電気、機械設備、土地造成工事）
敷 地 面 積	4,181.00 ㎡
延 床 面 積	1,311.18 ㎡
建 築 面 積	1,381.86 ㎡

(敷地図)



4 譲与等の対象

区 分	内 容	取扱い
建 物	園舎等	市から法人へ譲与
工 作 物	遊具、外構等	
備 品	保育に必要な備品	
土 地	糸魚川東保育園敷地	市が所有を継続し、法人へ無償貸付

5 譲与先法人の概要

項 目	内 容
法 人 名	社会福祉法人みその会
所 在 地	糸魚川市大字小見 890 番地 3
代 表 者	理事長 陸川 洋
運 営 施 設	保育所型認定こども園 おひさま保育園
主 な 経 過	平成 23 年に能生谷地域で保育園を運営していた社会福祉法人 3 者が統合し、社会福祉法人みその会を設立
運 営 実 績	平成 25 年 4 月からおひさま保育園を運営。平成 31 年 4 月に保育所型認定こども園へ移行

6 公私連携型保育所としての運営

糸魚川東保育園は、民営化後、公私連携型保育所として運営する予定である。

市と社会福祉法人みその会は、令和7年11月に公私連携保育法人の指定に関する協定を締結しており、協定には、保育等に関する基本的事項、市による設備の貸付け・譲渡その他の協力、協定期間等を定めている。

また、協定期間は令和9年4月1日から令和15年3月31日までの6年間とし、終了後の更新を予定している。

7 譲与後の管理等

譲与後の建物等については、社会福祉法人みその会が保育所運営のために使用し、日常的な維持管理及び修繕等を行う予定である。

土地については、市が所有を継続し、法人へ無償で貸し付けることにより、引き続き保育所用地として使用する。

また、建物等の譲与後においても、公私連携型保育所としての協定に基づき、市が必要な関与を行い、課題が生じた場合には、保護者、運営法人、市の三者で協議する場を設けることとしている。

8 今後の予定

時 期	内 容
令和8年6月	建物譲与契約及び土地貸付契約
令和8年 秋	新潟県への運営者変更の申請
令和9年4月1日	社会福祉法人みその会による運営開始、建物等の譲与